

自転車の交通反則通告制度について

令和8年4月1日から!
※16歳以上が対象です

交通反則通告制度とは?

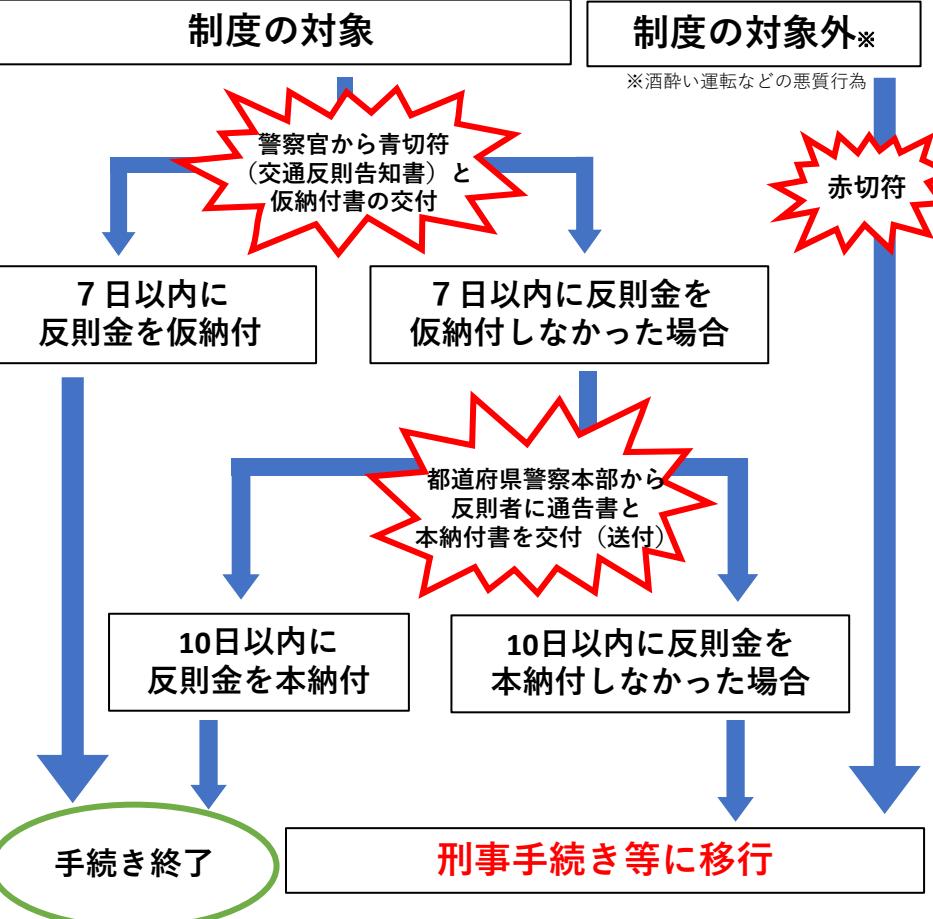
運転者が反則行為(道路交通法違反のうち比較的軽微な交通違反)を行った際に、警視総監または道府県警察本部長が通告した反則金を一定期間内に納めることで刑事裁判等の審判を受けずに事件が処理されるという制度です。

反則金を納めるかどうかは反則行為を行った本人の任意となります。反則金を納めなかった場合は、刑事手続きまたは少年審判手続きへと移行します。

令和8年4月1日から、16歳以上の全自転車利用者に対して、この交通反則通告制度が適用されます!

制度の流れについて

反則行為



主な反則行為とその反則金額について

携帯電話の使用等(保持)



12,000円

指定場所一時不停止等



5,000円

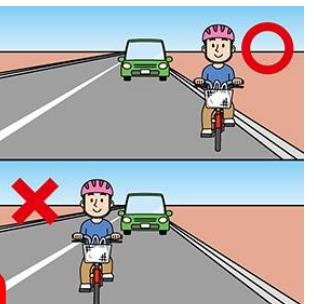
信号無視



6,000円

点滅信号の場合…5,000円

車道の右側通行



6,000円

無灯火



5,000円

ブレーキ不備等



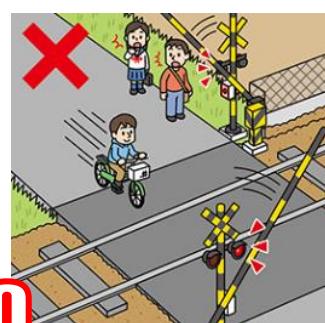
5,000円

並んで走行(並進)



3,000円

遮断踏切立ち入り



7,000円

イヤホンの使用や傘差し(公安委員会遵守事項違反)



5,000円

刑事手続きとは別に、信号無視などの危険行為(16種)を過去3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます!